

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 中川 加津代

- I 開催年月日 平成 30 年 6 月 20 日（火）
- II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 47 分
- III 出席委員等 〔出席委員〕◎中川加津代 ○本田 利麻 瀬川 侑希
山口 泰祐 酒井 善広 金平 直巳
樋詰 和子 曾田 康司 大井 正樹
(◎…委員長 ○…副委員長)
- 〔議長〕 狩野 安郎
- 〔副議長〕 福井 直樹
- 〔説明員〕 別紙名簿のとおり
- 〔委員外議員〕 林 貴文 高瀬 充子
- 〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 宮島 謙治
柚原 規泰
- 〔傍聴者〕 2 名

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 83 号 平成 30 年度高岡市一般会計補正予算（第 1 号）のうち本委員会所管分
- 議案第 84 号 高岡市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 86 号 高岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 91 号 高岡市空家等の適切な管理及び活用に関する条例
- 議案第 96 号 市道路線の認定及び廃止について

以上、予算議案 1 件、条例議案 3 件及びその他議案 1 件の計 5 件については、審査の結果、議案第 83 号のうち本委員会所管分は賛成多数で、議案第 84 号、議案第 86 号、議案第 91 号及び議案第 96 号の計 4 件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 83 号のうち自然休養村施設維持管理事業費について】

- 高岡市自然休養村「アップレハウス」の解体に係る補正予算が計上されているが、平成 30 年度当初予算の要求時に、アスベスト対策に係る費用を計上しなかった理由は。
- △ 施設の建物内部については、アスベストの存在を把握していたが、建物外部については、環境省の助言に基づき、30 年 4 月以降に詳細な調査を行ったところ、アスベストが発見されたことから、当初予算に計上できなかった。
- 年間約 40 億円の財源不足が指摘される本市においては、急ぐ必要のない予算と考えるが、見解は。
- △ 自然休養村は、平成 30 年 2 月 25 日に全ての事業を終了、30 年 3 月 31 日に法人解散し、現在、清算手続中である。施設の土地が借地であることから、土地の賃貸借契約終了時には、原状復旧し、返却する必要がある。現状のまま施設を残しておくと、施設の管理や環境の不備により、建物倒壊のおそれや保安上の危険、野生動物が棲みつくなど環境面での影響が懸念される。また、将来、外壁にひびが入り、アスベストが飛散するおそれもある。施設周辺で農園作業に従事している方や園児・地域住民の体験の作業場となっている状況から、将来に負債を残しておいてもメリットにはならず、現時点で速やかに処理すべきと判断した。
- 年間約 40 億円の財源不足を抱える本市が予算化することは、市民感情として非常に違和感を覚える。市民の行政ニーズを捉えて予算化すべきであり、市民の理解は得難いと思うが、見解は。
- △ 建物が今後に残存することは、近隣の地域住民において不安が残るものとする。そうした観点から、どの地域の住民の意見を重視すべきか考えるとともに、施設を建てた経緯も踏まえたうえで判断した。建物の処理にかかる適正な経費を補正することから、ご理解いただきたい。

【議案第 83 号のうち除雪対策事業費について】

- 高岡古城公園の法面復旧工事についての国からの財政支援の見通しは。
- △ 高岡古城公園は、国の指定史跡であることから、災害復旧事業として、国に対して申請しており、今後査定を受ける予定である。

【議案第 86 号について】

- 条例改正の目的や基本的な考え方は。
- △ 県の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の改正に併せて、期限を短縮するものである。

【議案第 91 号について】

- 条例第 6 条第 2 項の「管理不全な状態と思われる空家等」とは、どのような状態か。
- △ 老朽化又は自然災害その他の事由により、建築物又はこれに附属するものが倒壊

し、又はその部材が落下、飛散するなど、保安上危険となるおそれのある状態をいう。それ以外にも、草木の著しい繁茂、不特定の者の侵入を許す状態にあるものを管理不全な状態としている。

- 条例第8条第1項の「生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険な状態」とは、どのような状態か。また、「必要な最小限度の措置」とは、どのような措置か。
- △ 道路沿いの空き家などにおいて、道路に飛散・落下するなどして通行人に影響を及ぼすような状況など、様々な危険な状況を指す。例えば、部材等が飛散・落下する状況にあれば、バリケードや注意喚起の看板、ロープ、カラーコーンの設置により危険区域に立ち入れないような応急措置を考えている。
- 現在、市内に管理不全な状態の空き家は何軒あるのか。
- △ 窓口に相談があった事案について現地調査や所有者調査を進めている。平成28年度の窓口相談の件数は129件で、そのうち84件を管理不全な状態と判断した。29年度は137件の相談のうち102件を管理不全な状態と判断した。可能な範囲で空き家を調査していくなかで、管理不全な状態か判断している。
- 条例改正により、どのような点が補強されるのか。
- △ 特定空き家等の認定以前に、管理不全な空き家として、所有者に適正な管理を求めるため、独自に助言・指導ができるようになった。
- 空き家対策については、現在の職員体制で十分対応できているのか。
- △ 平成29年度に空き家等対策計画を策定し、今回の特定空き家等の認定作業に入る際には、部局を横断して対応できるような体制を構築している。建物の老朽危険に関しては都市創造部で、防犯や環境については、その他の関係部局で対応することとしており、まずは、現在の体制で実施していきたい。
- 借地上の空き家など、建物と土地の所有者が異なる場合の対応は。
- △ 管理不全な空き家については、住民の申し出により、現地確認のうえ、調査を実施し、建物に併せて土地の所有者の特定に努めている。空き家所有者に適正な管理を求めるため助言・指導を行うとともに、土地所有者には、空き家が問題となっていることなど、必要に応じて情報提供を行っている。
- 条例制定を契機に、空き家に係る実態調査を実施すべきでは。
- △ 空き家対策を進める上で、調査の必要性を認識している。具体的な時期を今後調整し、平成30年度中の調査の実施を考えている。

【議案第96号について】

- 市道路線の認定に係る基準は。
- △ 市道は、市民生活を支えるうえで、必要な路線であることから、行き止まりではないこと、有効幅員については舗装幅が4m、両側に50cmの排水構造物が設置されている場合は5mを基準に認定している。
- 志貴野しらとり台の造成に伴い、周辺道路の交通が麻痺している状況と聞いている。幹線道路へのアプローチにあたり、道路幅員が狭くてすれ違いできない状況や、朝の混雑時に出庫できないといった状況を聞いているが、周辺道路の整備状況は。
- △ 志貴野しらとり台の区域内の区画道路は、志貴野土地区画整理組合の施工により

築造されている。市においては、土地利用関連促進道路として国道 8 号線の側道部分に接続する道路を整備したところである。また、現在、高岡市民病院の沿道で宝町自治会を抜けて電車通りまでの道路の拡幅工事や消雪施設の整備を予定している。今後は、地元住民と話し合いながら、生活環境を乱さないよう、道路整備を進めていきたい。

〔討論〕

（議案第 83 号のうち本委員会所管分に反対の立場から）

- 高岡市自然休養村「アッパレハウス」の解体に係る補正予算について、平成 30 年度当初予算編成時に、建物へのアスベスト使用を把握できなかったことは遺憾である。年間約 40 億円の財源不足を抱える本市において、こうした予算を計上することは、市民の理解を得難いものとする。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔上下水道局〕

- 。平成 29 年度高岡市水道事業等の業務概要及び決算概要について

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【平成 29 年度高岡市水道事業等の業務概要及び決算概要について】

- 平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部における地震では、上水道の被害が多く見受けられたが、これを教訓とした具体的な減災・防災対策に取り組む考えは。
- △ 大阪府北部における地震では、大口径の送水管が被害を受け、広範囲の断水が発生するなど影響が大きかったと考える。本市では、現在、口径の大きい和田川からの基幹管路の耐震更新工事を順次進めており、まずは、大きな管路から更新していくのが大事と思っている。今後も工夫しながら、耐震化率が高まるよう努力していきたい。
- 大阪府北部における地震被害を契機に、水道施設の再点検をお願いしたい。（要望）
- 受水協定に基づいた水道水の受水単価、受水量について、今後の県企業局との折衝の見通しは。
- △ 県企業局との受水契約は、平成 31 年 3 月までの 5 年契約であったが、本市及び県西部の受水団体と県企業局との協議により、1 年前倒しとなる 30 年度以降の受水契約を見直し、受水量を 6 % 減とした。今後、使用水量が年々減少していくことが予測され、更なる受水量の減量と受水単価の減額を県企業局へ要望していきたい。
- 下水道使用料についての過去数年の未納額の状況は。
- △ 平成 27 年度の下水道料金の未納額は 584 万 5,000 円余りである。28 年度につい

ては 741 万 7,000 円余り。29 年度は 3 億 7,402 万円であるが、このうち調定分の 2 億 9,943 万 8,000 円が含まれており、この調定分は 30 年 4 月以降の納入分となっている。

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

。 次回の常任委員会の開催について

7 月 30 日(月)午後 1 時に開催することが報告された。

。 行政視察について

7 月 23 日(月)から 25 日(水)に実施することが報告された。

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【高岡御車山会館について】

- 先日、高岡御車山会館沿道の民家が自動車事故のため損壊しているのを見掛けた。付近を通行する観光客等に危険であり、見苦しいため、早急に復旧できないか。
- △ 家屋の所有者も修繕したい思いがあるが、伝統的建造物群保存地区であるため、なかなか復旧が進まない状況と考える。所管部局へ意見があったことを速やかに伝え、早期復旧に向け観光サイドからも強くお願いしたい。

【株式会社レオパレス 21 の施工物件について】

- 株式会社レオパレス 21 が施工したアパート物件の一部において、確認通知図書と実際の施工内容が異なり、建築基準法に違反しているものが発見されたが、市内の該当物件の状況は把握しているのか。
- △ 施工会社によれば、1996 年から 2009 年までの間に建設された約 3 万 8,000 棟について、建築基準法違反の可能性があるとのことである。そのうち県内には 337 棟が該当すると報道されており、市内には 76 棟が該当することを確認している。
- 行政において、該当物件の施工内容の確認調査は行わないのか。
- △ 施工会社において、随時検査し、各自治体に報告すると聞いている。対象となる物件数が全国的に多く、施工会社内部での体制が整ってから、関係都道府県と調整を図るとのことである。
- 市としても早く対応するよう頑張ってもらいたい。
- △ できる限り早く進めるよう施工会社に要請していきたい。

【宅地造成について】

- 宅地造成を許可する際に、造成に併せて用水等の危険箇所への安全対策を促すため、開発業者の責任を明確にした方が良いと考えるが、見解は。
- △ 宅地分譲の開発行為の届け出にあたり、用水管理者に安全対策に関する同意を求めている。具体的な内容をご相談いただき、どのような支障があるのか、個別に解決していきたい。
- 用水の安全対策については、後々になると、市の負担で整備しなければならないことから、前もってルールを決め、受益者である開発業者が負担するよう、しっかり指導してもらいたい。(要望)

【高岡駅前東地区整備推進事業について】

- 富山銀行本店建設予定地の隣に整備される広場については、安全面を考慮して、例えば、コンクリート製の縁石を設置し、歩道と広場を仕切ってはどうか。
- △ 現在、車道と広場の間にある歩道の部分に段差を設けており、車両の乗り入れなども考えながら、整備していきたい。市議会や周辺のまちづくり団体等と相談しながら、整備内容を詰めていきたい。
- 高岡駅前東地区整備基本構想の策定にあたり、Bゾーンの土地利用方針を公共施設や文化施設とした経緯は。
- △ 基本構想では、コンベンションホール等の様々な施設を挙げているが、民間事業者が開発主体となることから、本市として相談に応じ、こういった手法があるのか一緒に研究している。民間の活動が主となるため、構想に合致した整備を進められるか、課題に思っている。具体的な整備にあたっては開発者と相談していきたい。
- 特に市民会館や文化施設がない点が、本市にとってマイナスであることを踏まえ、しっかりと計画を進めてもらいたい。(要望)

【防護柵の設置について】

- 農業用水や道路側溝、河川への転落防止のための防護柵の設置や要望箇所の状況は。また、更なる設置のための今後の予算措置に向けた考えは。
- △ 道路側溝や河川への防護柵設置等の要望については、平成24年度から現在まで、全体で39件、うち12件については対応済みである。29年度は2件、30年度は3件の対応を予定しているが、新たな要望があれば緊急度等を考慮して対応したい。
農業用水への転落防止柵については、農業用水の排水路を整備する際に危険となる箇所に設置しており、ため池についても必要に応じて設置している。また、老朽化等で危険となった転落防止柵については、随時改修して安全性を確保している。
28・29年度は、ため池に転落防止柵を9カ所設置している。地元より危険箇所への設置等の要望があった場合には、現地調査のうえ、各道路管理者と連携して、安全の確保に努めていきたい。

【ブロック塀について】

- 危険なブロック塀についての相談窓口の設置や点検の実施は考えているのか。

△ 学校施設における全数調査が先日終了しており、近日中にその他の公共施設内のブロック塀の調査の完了を予定している。その他通学路における民間所有のブロック塀がかなりあると考える。建築基準法には、ブロック塀の安全な造りについて規定されている。通学路上の危険なブロック塀については、各学校で調査をすると聞いている。公共施設のブロック塀について、危険と思われるものには、建築政策課又は営繕課の職員が現地調査を実施することも考えている。民間施設のブロック塀については、順次相談に応じていく必要を感じているが、あまりにも数が多いと思われる、職員で対応可能か問題もある。

○ 順次整理して、倒壊被害のリスクを少しでも回避してもらいたい。(要望)

【空き地対策について】

○ 空き家のみならず、空き地対策も重要と考えるが、見解は。

△ 空き家同様、全国的に問題となっていると認識している。平成 30 年 4 月より、これまで空き家バンクとしていたものを、空き家・空き地情報バンクとし、空き地の情報も受け付け、情報発信していくこととした。また、市内の空き家調査の実施に併せて、空き地についての実態の把握に努めていきたい。

○ 所有者不明の土地が市内に何件あるか把握しているか。雑草が繁茂し、ハエや蚊が発生して、苦情が出ている空き地もあることから、市で把握しているのであれば、対応策を考えては。

△ 把握はしていないが、まずは、空き家の調査を実施していく必要があると思っている。市全域の空き地調査は難しいが、まちなかの住宅地を中心に把握可能かも含めて検討したい。

【空き家対策について】

○ 空き家バンクの活用は非常に有効であると考えているが、本市では空き家バンクへの登録は 2 件しかない。登録件数が増えない理由と増加に向けた具体的な取り組みの方向性は。

△ 状態の良い空き家については、不動産業者で情報共有し、流通している。空き家バンクには、不動産として流通しにくい物件が登録されている。民間との役割を整理するなかで、意見交換しながら、空き家バンクを有意義なものにしていきたい。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔産業振興部〕

(1) 平成の御車山利活用検討委員会（仮称）の設置について

(2) 行事のご案内について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（２９名）

産業振興部長	川 尻 光 浩	都市創造部長	堀 英 人
産業振興部次長 参事	宮 本 哲 哉	都市創造部次長	川 上 孝 裕
産業振興部参事（兼務）	渡 辺 朋 洋	都市創造部参事	渡 辺 朋 洋
産業企画課長	新 保 貴 之	都市計画課長	久 郷 聡
商業雇用課長	表 野 勝 之	花と緑の課長	堺 啓 央
観光交流課長	長 井 剛 志	道路整備課長	橘 茂 徳
農業水産課長	有 栖 友 広	土木維持課長	広 田 利 和
農地林務課長	村 本 民 則	建築政策課長	日 名 田 尚 明
みなと振興課長	須 田 稔 彦	営繕課長	大 野 一 信
福岡総合行政センター所長	鶴 谷 俊 幸	上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
福岡総合行政センター次長 地域振興課長	末 坂 進	上下水道局次長	嘉 信 和 昭
産業建設課長	堂 田 康 弘	上下水道局次長 下水道工務課長	小 嵐 正 吾
福岡まちづくり推進室長	池 田 政 弘	総務課長	五 十 里 康 夫
		営業課長	宮 田 修 司
農業委員会事務局次長	大 野 裕 隆	水道工務課長	炭 谷 信 之
		施設維持課長	浜 谷 圭 一